

官

事

號 外

明治四十一年三月二十七日 金曜日

印 刷 局

印 刷 局

○ 第二十四回 衆議院議事速記録第二十號

明治四十一年三月二十六日(木曜日)午前十時三十七分開議

議事日程 第十九號 明治四十一年三月二十六日

午前十時開議

- 第一 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助
料ニ關スル法律案(政府提出貴)
第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二 獵獲豫防法中改正法律案(政府提出貴)
第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 畜牛結核病豫防法中改正法律案(政府提出貴)
第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 陸軍營繕費補充資金特別會計法案(政府提出貴)
第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 明治二十二年法律第二十七號中改正法
律案(政府提出貴)
第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第六 滅洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律案
(政府提出貴)
第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第七 新聞記者通信員行賞ニ關スル建議案(奥野市次郎外二名提出)
(委員長報告)
- 第八 邦樂保護ニ關スル建議案(奥野市次郎外二名提出)
(委員長報告)
- 第九 北海道釧路港修築ニ關スル建議案(長谷川純孝外二名提出)
(委員長報告)
- 第十 商工事務官設置ニ關スル建議案(福島宜三外二名提出)
(委員長報告)
- 第十一 生產調查會設置ニ關スル建議案(立川善平外二名提出)
(委員長報告)
- 第十二 岩鹽調查ニ關スル建議案(宮古啓四名提出)
(委員長報告)
- 第十三 國有土地森林原野下辰ニ關スル建議案(宮古啓四名提出)
(委員長報告)
- 第十四 (特別報告第三十七號)補助定期航路繼續復舊
ノ請願外一件
(委員長報告)
- 第十五 (特別報告第八十三號)小學校教員退隱料支給
ノ請願
(委員長報告)
- 第十六 (特別報告第八十四號)郵便局設置ノ請願
(委員長報告)
- 第十七 (特別報告第八十五號)樺太島閉鎖漁場下附二
關スル請願
(委員長報告)

第十八 (特別報告第八十六號)函館區大森町遊廓指定
地取消ノ請願
(委員長報告)

第十九 (特別報告第八十七號)明治七年佐賀臺灣ノ役
公務ノ爲メ病没セル軍人軍屬ノ寡婦扶助料ノ
請願
(委員長報告)

第二十 (特別報告第八十八號)清渙丸燒失賠償金下附
請願
(委員長報告)

第二十一 (特別報告第八十九號)函館浦河間補助航路
並橋架設ノ請願
(委員長報告)

第二十二 (特別報告第九十號)特別地價修正ノ請願
(委員長報告)

第二十三 (特別報告第九十一號)沖繩縣酒類出港稅下
戻ノ請願
(委員長報告)

第二十四 (特別報告第九十二號)神社陞格ニ關スル請
願
(委員長報告)

第二十五 (特別報告第九十三號)日露戰爭ニ因ル個人
損害賠償ノ請願
(委員長報告)

第二十六 (特別報告第九十四號)煙草製造所存置ニ關
スル請願
(委員長報告)

第二十七 (特別報告第一君)是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス
○議長(杉田定一君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

一地方稅制限ニ關スル法律案兩院協議會議長副議長左ノ通リ當選セラレタリ

元 田 筆君 副議長 佐々木 正 蔡君

○議長(杉田定一君) 外務大臣ニ發言ヲ許シマシテ

(外務大臣伯爵林董君登壇)

○森茂生君 講長

○議長(杉田定一君) 外務大臣ニ發言ヲ許シマシテ

(外務大臣伯爵林董君登壇)

○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス——外務大臣

○議長(杉田定一君) 外務大臣ニ發言ヲ許シマシテ

(外務大臣伯爵林董君登壇)

(委員長報告)

抑留シテ置キマシタノアリマス、ソレデ此事ヲ聞キマスト、帝國政府ハ直ニ廣東ニ駐在シテ居ル上野領事ニ訓令ヲ發シ、又林公使ニモ訓令ヲ發シテ清國官憲ノ行爲ノ甚ダ不法ナル事ヲ指摘シ速ニ辰丸ノ抑留ヲ解イテ、サウシテ謝罪ヲナシ、且賠償セヨト云フコトヲ求メマシタノアリマスガ、清國政府ハ此辰丸ト云フモノハ元來密貿易ヲ目的トシテ、此處ニ來タモノデアル、ソレカラ其碇泊シテ居リタルトコロハ清國ノ領海内デアル、又其處テ荷物ノ荷揚ケ船卸シヲスル準備ヲナシタト云フコトヲ主張シマシテ、サウシテ此間

ノ事ヲ報告致シマス
○久保田與四郎君 私ハ此場合ニ於テ先日提出致シマシタ大連ノ關稅ニ關スル質
問ニ付アリテ、
○議長（杉田定一君） チョット御待チナサイ、小川平吉君ヨリ通告ガアリマスカラ、小
川平吉君

ノ事ヲ報告致シマス
○久保田與四郎君 私ハ此場合ニ於テ先日提出致シマシタ大連ノ關稅ニ關スル質
問ニ付テ……
○議長（杉田定一君） チョット御待チナサイ、小川平吉君ヨリ通告ガアリマスカラ、小
川平吉君

題ヲ決スルニハ稅關ノ規則ニ依シテ會審卽チ立會裁判ヲ開イテ、ソニ附シテ之ヲ審査シヤウト云フコトヲ主張シタノデアリマス、然ルニ辰丸ノ搭載シテ居リマスル荷物ハ、其出帆地カラモ相當ノ證明免許ヲ受ケテ居リマス、又澳門デ船卸ヲスルト云フ許可モ得テ居ツタノデアリマスカラ是ハ正當ニ澳門ニ著クベキ荷物デアル、且ツ過路灣ニ於テ陸揚ヲシヤウト試ミタト云フコトニ付キ、清國ガ證據トシテ引キマシタノハ、此處ニ荷揚機械ヲ整頓シテ居シタト云フコトニ過ギナインテアリマスケレドモ、此荷揚機械ト云フモノハドノ船テモ港ニ著ク前ニ必ず整頓シテ、著ケバ直グ積荷ヲ揚ゲルコトガ出來ルヤウニ整頓スルハ常リ前ノコトデ、之ヲ以テ其場所デ荷揚ヲスルト云フ證據トハ固ヨリ致シ難イノデアリマス、又同船ガ此地ニ著シマシタ時ニ、汽笛ヲ鳴ラシテ澳門カラ水先案内ノ船ヲ呼ビ、又稅關ノ小蒸氣船モ出テ參リ、其船ニハ安宅商會ノ代理人モ乗シテ參シタト云フヤウナ有様デアリマスカラ、其意思ニ於テモ決シテ清國地方ヘ銃砲ヲ陸揚スル意味デ無イコトハ明カナノデアリマス、因テ此事ヲ清國政府ヘ通シテ、其反省ヲ求メタノデアリマス、領海ノ事ニ就テハ澳門ノ官憲ノ言ヲトコロニ依レバ、辰丸假泊ノ地點ハ葡萄牙ノ領海デアルト云フヤウナ事ヲ言シタノデアリマスガ、此點ハ我政府デハ強テ論ズルトコロデハナカツタノデアリマス、ト云フノハ外國船ガ他ニ參ルニ當リ、一國ノ領海ニ這入、嘲ヲ待チ又ハ風都合ニ依シテ其處ニ碇泊シテ居ルト云フコトハ、決シテ其領海ノ屬シテ居ル國ノ權利ヲ害スルト云フ次第ニハナラヌノデアリマスカラ、此事ニハ餘り重キヲ置カナカツタノデアリマス、清國政府ノ或ル部分ニ於テハ、此道理が能ク分シタモノト見エマスケレドモ、彼國ニ於テモ亦様ニ内情ガアルト見エマシテ、交渉談判ハ數回ニ涉シタノデアリマスガ、終ニ清國政府ハ我政府ノ申込ニ應シテ此事ヲ妥協スルコトニ決シタノデアリマス、ソレデ其承諾シタ廉々ハ第一國旗ノ引卸ニ對シテハ、總督ヲシテ不都合アリシ官吏ヲ懲戒セシメマシタル銃砲彈薬ハ、南清ノ人ノ手ニ渡ルノ虞ガアルト云フコトガ、支那官憲ノ最モ懸念シテ居ル所ナルヤウニ見エマシタカラ、荷主ト相談シマシテ、之ヲ相當ノ代價ヲ以テ清國十一發ノ禮砲ヲ放タシメテ、國旗ヲ引卸シマシタ不敬ヲ託ブルト、第二ニハ直ニ辰丸ヲ解放スルコト、第三ニハ帝國政府デ彼レノ事情ヲ推察シマシテ、即チ辰丸ニ積シテ居リマシタル銃砲彈薬ハ、南清ノ人ノ手ニ渡ルノ虞ガアルト云フコトガ、支那官憲ノ最モ懸念シテ居ル所ナルヤウニ見エマシタカラ、荷主ト相談シマシテ、之ヲ相當ノ代價ヲ以テ清國政府ヘ賣ルコトニ取極メマシタノデアリマス、第四ニハ直接ニ是等ノ事件ニ當シテ居ル官吏中不都合アリシモノヲ懲戒シマスコトモ清國政府ニ於テ之ヲ承諾シマシタ而シテ何人ガ直接ニ此責ニ當シテ何人ガドノ位ニ罰セラル、ト云フコトハ彼ノ審查スルトコロニ依ルトシタノデアリマス、第五ニハ辰丸抑留ノタメニ生ジタル實際ノ損害ヲ清國ヨリ賠償セシムルコト、致シマシタ、此ノ如ク話ガ定マシタノデアリマスノテ、本月十九日ニ至リマシテ、兩廣總督ハ此方ノ要求通りニ軍艦ヲシテ辰丸碇泊地ニ參リ、軍艦デ旭日旗ヲ舉ケ、二十一發ノ禮砲ヲ放チ、且辰丸ヲ直ニ解放スルコトニ致シタノデアリマス、又荷物ノ賠償等ノ事ハ香港ニ參リマシタ上、荷主ト協商ノ上定ムルコトニナシテ居リマスシ、又船體ニ付テハ最近ノ報告ニ依リマスルト、日本ヘ持シテ參シテ検査スルコトガ便利デアルト云フコトデ、其事ニ計シテアリマスル、辰丸事件ハ右ニテ先づ結了致シタノデゴザイマス、以上

○小川平吉君 唯今外務大臣ヨリ辰丸事件ニ對スル御報告ガゴザリマシテ、該件ガ圓滿ナル局ヲ結ヒマシタノハ、同慶ノコト、考ヘマス、併ナガラ唯今ノ報告ニ依ダテ見マスルト云フト、所謂辰丸事件ナルモノハ理非明白デゴザイマシテ、誠ニ簡單ナル事件デアルト言ハナケレバナラヌノアリマス、然ルニ此簡單ナル事件ノ解決ガ數十日ヲ要シ、而モ此正當ナル解決ノ結果ニ對シマシテ、新聞紙上等ニ依ダテ見マスレバ、廣東ノ清國官民等ハ頗ル反抗ノ態度ヲ執ダテ居ル、其商人等ハ既ニ「ボイコット」ヲ行フト云フヤウナコトヲ新聞紙ニ依ダテ吾々ハ承知致シタノデゴザイマス、此ノ如キ簡明ナル事件ノ解決ヲ斯ク遷セシメ、又其結果ニ付テモ彼レノ如ク清國官民ノ反抗ヲ招クト云フノハ如何ナル所以デアルカ、或ハ廣東ニ於ケル官民が我邦ニ對シテ一種ノ猜疑心ヲ持ダテ居ル更ニ進シテハ日佛協約等ニ至ルマデモ一種ノ猜疑心ヲ以テ我國ヲ見ルト云フヤウナ大ナル病根ガ此蔭ニ伏在シテ居ルト云フコトヲ吾々ハ考ヘナケレバナラヌト考ヘマス、故ニ私ハ此辰丸事件ノ蔭ニ伏在シテ居ルトコロノ大病根、即チ清國ノ官民が吾々ニ向ダテ吾ノ誠意ヲ諒トセズニ、却テ一種ノ疑ノ眼ヲ以テ吾ヲ見ルト云フヤウナコトガゴザリマシタナラバ、是ハ大ナル病根デアル、當局者ハ此病根ニ向ダテ如何ナル治療ヲ加ヘント欲スルカト云フト私ハ考ヘルノアリマス、即チ今日此根本ノ問題ニ向ダテ外務大臣ニ質問ヲ致サウト根本ノ問題ヲ當局者ニ向ダテ問ヒタイト考ヘルノアリマス、辰丸問題ハ謂ハヤ一小事件デアリマス、併ナガラ此辰丸問題ノ經過ヲ見テ、此蔭ニ伏在シテ居ルトコロノ病氣其モノニ考到リマスルト、是ハ實ニ我邦ノ前途ニ向ダテ容易ナラヌ影響ヲ與ヘルコトデアルト私ハ考ヘルノアリマス、即チ今日此根本ノ問題ニ向ダテ外務大臣ニ質問ヲ致サウト考ヘル所以デアリマス、諸君、我邦ノ清國ニ對スル其領土ヲ保全スルト云フ主義ハ、英獨協商ヲ初メ世界列國ノ方針ト共ニ少シモ渝ハルコトハナイノアリマス、是ガダメニ彼ノ日露ノ戰役ト云フガ如キ空前無比ノ大戰爭マデモ敢テシテ、而シテ清國ノ領土保全ニ努メタノニモ拘ハラズ、近時清國官民ノ舉動ヲ見マスレバ、吾ノ清國ニ對スル誠意ニ對シテ彼ハシヲ諒トセズシテ、却テ反對ニ吾ノ行動ニ付テ疑ヲ懷クト云フヤウナコトハ、獨リ此辰丸事件ノミデハナイ、其他ノ事件ニシテ比々皆是ナリト云フモ差支ナイ位デアルノアリマス、殊ニ茲ニ私が明カニ示シシテ當局者ニ問ハント欲スルトコロノ事件、此事件ハ南清ニ於ケル辰丸事件ト比ベテ其緊要ナル點ニ於テハ一步モ讓ラヌ事件ニアリマス、ソレハ何デアルカ、即チ彼ノ間島ニ於ケル天寶山ノ問題デゴザイマス、間島ノ問題ニ付テハ是マテ既ニ度々議場ニ於テモ現ハレテ居ルノデゴザイマシテ、此間島ノ境界問題ハ今日尙未決ノ中ニアル、此未決ノ中ニアルニ付キマシテハ、種々様ニナル事情モゴザイマス、セウカラシテ、私ハ敢テ此間島ノ境界問題ノ解決ガ遷延スルコトニ向ダテハ單リ當局者ヲ攻ムル考ハナイノアリマス、併ナガラ此間島ノ中ニ於ケルトコロノ天寶山ノ問題、此天寶山ナル鑛山ノ問題ニ至シテハ、當局者ノ處置が如何ニ緩慢デアルカ、如何ニ遲鈍デアルカト云フコトヲ私ハ攻メナケレバナラヌノアリマス、諸君ノ中ニモ御承知ノ御方モゴザイマセウガ、此天寶山ノ鑛山ハ清國人ノ程光弟ナルモノガ探掘ノ特許ヲ得タ鑛山デアリマス、而シテ此程光弟ハ明治三十五年ノ春ニ於テ亞米利加人ノ「サタリー」ト云フモノニ共同探掘ノ契約ヲ致シ、其實ハ百五十万ノ大金ヲ以テ賣却シタト云フコト

アリマスガ、免ニ角米人「サタリー」ナルモノト共同採掘ノ契約ヲシテ此米人「サタリー」ナルモノハ時ノ吉林將軍趙ナル者ニ願シテ、而シテ此共同採掘ノ認可ヲ得テ居ルタノデアリマス、然ルニ此間島問題が起ルト共ニ、諸君モ御承知ノ通り清國官憲ハ其兵隊ヲ派遣シテ直チ天寶山ノ鑛山ノ採掘ヲ禁シ、清國人ノ人夫ハ總テ之ヲ逐拂テシマッテ、而シテ日本人ニモ採掘ヲ中止セシメ、更ニ進ンテ最モ不法ナルコトハ、彼ノ中野二郎ナル者ハ即チ米人郎氏ガ曾テ採掘セシトコロノ鑛物——此鑛物ヲ買受ケテ、中野二郎氏ノ所有ニ移ツテ居ル鑛物ノ運搬モ差止メテシマッタノデゴザイマス、單ニ鑛山ノ採掘ヲ止メタノミナラズ、而シテ居ルト云フヤウナ始末ニナシテ居ルノアリマス、之ニ對シテ開ク處ニ據リマスルト、當局者モ隨分嚴重ナ談判モセラレタヤサニ聞イテ居ル、併ナガラ是ハ既ニ昨年ノ暮以來ノ出来事ニアリマス、然ルニ此間島ノ境界問題未決ノ故ヲ以テ、此天寶山ノ鑛山ノ問題——鑛山ノ問題ノミナラズ、最モ明白ナル鑛物ノ運搬既ニ買受ケタルトコロノ鑛物ノ運搬ヲ差止メタガ如キ、此不法ナル行動ニ向ツテ今日マテ當局者ガ之ヲ解決スルコトが出來ヌト云フコトハ、ドウシテモ之ヲ緩慢ナリ遲鈍ナリト評サナケレバナラスト考ヘルノアリルニ彼レ我邦人ノ先陣トナシテ、此ノ如キ數千人ノ遠キ僻遠ノ地ニ、我ガ邦人ノ到ル者甚グ稀デアリマス、此ノ如キ僻遠ノ地ニ向ツテ、力ヲ投ジ金ヲ投ジ、而シテ經營スル人ガゴザシタナラバ、外務當局者ハ極力之ヲ保護スル、此人ヲ保護シテ、而シテ他ノ邦人ノ移住スルコトヲ獎勵シナケレバナラスト云フコトハ、是ハ云フマテモナイコト、考ヘルノアリマスル、然ルニ彼レ我邦人ノ先陣トナシテ、此ノ如キ數千人ノ遠キ僻遠ノ地ニ資本ヲ投ジ、事業ヲ經營スル者ガ、清國官憲ノ不法ナル妨害ニ遭ヒ、不法ナル被害ヲ受ケタルニ拘ハラズ、當局者ハ何時マテモ之ヲ抛シテ顧ミナイト云フガ如キニフルコトヲ遠慮致シマシタガタメ世之上ノ問題トナラナカタ——世上ノ問題トナリマセヌス、辰丸事件ハ幸ニ新聞紙上等ニ於テ歸納致シマシタカラ、大ニ世之上ノ耳目ヲ惹キシタガ、間島ノ天寶山問題ニ至リテハ當事者其人モ、或ハ外務當局者ニ對ベル非難ヲ加エ、其問題ノ輕重大小ヲ比較致シマスレバ、敢テ辰丸事件ニ讓ルモノアナイト私ハ考ヘテ居ルノアリマス、最モ當局者ハ力ヲ入レテ、此僻遠ノ地ニ我邦人ノ事業ヲ經營スルコトヲ獎勵シナケレバナラストコロノ其先陣トシテ出向イタ天寶山ノ事業アル、是が此ノ如ク緩慢ニナシテ居ルト云フコトハ、實ニ當局者ノ責任ニ歸セザルヲ得ナイトイ断言シテ憚カラヌノデゴザリマス、又一面カラ見マスレバ此ノ如キ明白ナル問題ノ解決が遷延スルト云フノハ、ヤハリ私ガ前ニ述ベマシタルトコロノ清國官民ノ我ニ對スル反對ノ感情が常ニ各種ノ問題ニ付テ實ハシテ來テ、此反對ノ感情ナルモノが到ル處ニ各種ノ問題ニ付テ、妨害ヲ與ヘルト云フコトノ原因ニ歸セザルコトヲ得ナイノアリマス、單リ間島問題ノミテハナイ、彼ノ南滿鐵道ノ併行線問題ノ如キモ曾ト望月君ヨリ質問ガアリマシタノデゴザイマスルガ、誠ニ明白ナル問題アル、北京條約ノ覺書ニ依リテ見レバ、南滿鐵道ト併行、若クハ南滿鐵道ノ利害ヲ害スル如キ鐵道ヲ架ケルコトハ出來ヌ、鐵道ノ計畫ヲナサナイト云フコトが明文ニ書イテアル、然ルニ此南滿鐵道ト併行シテ新民屯カラ法庫門マテ鐵道ヲ

如キ理非明白簡単ナル事件ニアクテスマモ、常ニ數十日ノ久シキヲ經テ解決スルコト考ヘルノデアル、單り南滿鐵道問題ノミニテナリ、或ハ漁夫殺害事件ニアルトカ、或ハ食鹽問題ニアルトカ、之ヲ小ニシテハ數十ノ案件ト云フモノカ宜シク一朝一夕ニシテ解决ヲ見ルベキガ病氣ニ向シテ、如何ナル手段ヲ講シテカ病氣ヲ癒ヘト云フコトヲ講ゼナケレバナラスト私ハ考ヘルノデアル、先日大石君ノ質問ニ對シマシテ外務大臣ノ答辯スルトコロヲ見ルト云フト、清國政府ハ大體ニ於テ我ニ對シテ惡感情ヲ持テ居ルモノト見ナイト云フコトガ、外務大臣が外務大臣ハセラレテ居ルト云フノナラバ、此外務大臣ハ其目ガ眩シニ居ルカ、或ハ其耳ガ聾シ體ニ於テ云フ言葉ノ中ニハ、如何ナル意味ヲ含シテ居ルカハ知レマセヌカ、免三角清國ノ官民ガ我ニ對シテ反對ノ感情ヲ持テ居ルモノト見ナイト云フコトガ、外務大臣が信用セラレテ居ルノナラバ、此居ルノデハアルマイカト思フ、現ニ今日清國官民ガ我ニ對シテ反對ノ感情ヲ持テ居ルト云フガ如キ事柄ハ、殆ド顯著明白ナル事實ニアクテ何人ト雖モ之ヲ認ムルトコロノ事柄ニアル、然ルニ若シ外務大臣ガ此事實ヲ認メナイト云フノナラバ、其耳ガ聾シニ居ルカ、或ハ其目ガ眩シニ居ルト云ハナケレバナラヌノデアル、若シ又外務大臣ガ此事實ヲ認メテ居ルニモ拘ハラズ、一時ノ答辯トシテ此ノ如キヲ言ハレタト云フコトデアルナラバ、外務大臣ノ答辯タルヤ甚ダ奸誦極マルモノデアルト私ハチラナケレバナラスト考ヘテ居ルノデアリマス、又外務大臣ハ望月君ノ答辯ニ對シマシテ斯様ナコトヲ言ハレテ居ル、條約ニ於テ取ルベキモノハ取り、譲ルベキモノハ譲ルノデアル、「一方ニ於テハ清國ノ感情ヲ害セズト言ヒ、一方ニ於テハ條約上ノ權利ヲ主張セヨト言フコトハ、誠ニ困ルニトデアル、サウ云フ兩方ノコトハ出來ナイ、斯様ナコトが速記録二書イテアリマス、此答辯ヤ誠ニ驚カザルヲ得ナイ答辯ナル、一方ニ於テ清國官民ノ感情ヲ害スルナト云フコトハ、一方ニ於テ我權利ヲ主張セヨト云フコトハ、何ノ矛盾スルトコロガアルカ、我權利ニ屬スルコトハ宜シク主張スベシ、正當ナル權利ヲ主張セルニ致シマシテモ、其執ルトコロノ手段ル權利ヲ主張シテ而モ彼ノ感情ヲ害スルト云フナラバ、其執ルトコロノ手段方法ナルモノヲ得ナイ答辯ナル、一方ニ於テハ清國ノ感情ヲ害スルナト云フコトハ、一方ニ於テガ至ラサルトコロガアリ、盡サミルトコロガアルタメニシテ然リト云ハナケレバナラヌ、同シク正當ナル權利ヲ主張スルニ致シマシテモ、其執ルトコロノ手段方法が宜シキヲ得ナカツタナラバ、或ハ相手方ノ感情ヲ害スルコトモゴザイマセウ、併ナガル手段ヲ盡シ方法ヲ盡シテ而シテ我ノ正當ナル權利ヲ主張スルニ於テ、彼ノ感情ヲ害スルト云フコトハ、是ハ當局其人ノヤリ方ガ惡ルイノニアラズンバ此ノ如キ結果ヲ生ズルコトハ萬々ナイト断言シテ宜シノデアリマス、「一方ニ於テ彼ノ感情ヲ和ゲ一方ニ於テ我邦ノ大方針タルトコロノ彼等ノ領土ヲ保全シテ、彼等ノ文明ヲ進メルト云フコロノ大方針ヲ以テ、彼ニ利益ナルトコロノ大方針ヲ彼ニ明カニ致シテ、正當ナル權利ヲ貫クコトガ出來ナケレバナラヌノデゴザイマス、若シ是が出來ナイト云フコトアッタナラバ、當局者其人ノ手腕が足リナイト断言スルヨリ致方ナカニ、又條約上取ルベキモノハ取り、譲ルベキモノハ譲ル、此ノ如キコトハ當リ前ノコトデアル、如何ナル小兒ヲシテ外交上ノ衝ニ當ラシメテモ、條約上取ルベキモノヲ取リ、譲ルベキモノヲ譲ルか正當ナル權利ヲ貫クコトガ出來ナケレバナラバ、誰デセヤルコトが出來ルノデアル、此

取ルベキモノヲ取シテ、彼ノ感情ヲ害セバ、讓ルベキモノヲ譲ツテ彼ト親密ヲ圖リ、此ノ如キ圓満ニ我外交ノ大方針ニ副フヤウニシテ、而シテ取ルベキモノヲ取り、讓ルベキモノヲ譲ラナケレバ、是ハ外交ト稱スルコトハ出來ナイノデアル、是が即チ外交デアル、取ルベキモノハ遠慮ナシニ高利貸が執達吏ヲ差向ケテ取ルか如ク取り、讓ルベキモノヲ譲ルトナダラ、是が何外交デアル、同ジ金ヲ取ルニシテモ債務者ノ感情ヲ和ゲテ、債務者ガ多少喜ンテ金ヲ拂ハセルト云フコトニシテ取ラナケレバナラヌ、同シ讓ルニシテモ只ハ讓ラズ、右ニ讓レバ左ニ取ルト云フノガ、是が外交ノ巧妙ナルトコロデアル、是が即チ外交大臣ノ職責アリト斷言シテ宜シイモノデアルト思フ、然ルニ唯貸借上高利貸が債務者ヲ笞メルが如クニ、唯條約上取ルベキモノハ取リ、讓ルベキモノハ讓ルノデアル、外交ハ是ニ止マル、外交ハ此ノ如キモノデアルト云フナラバ、誠ニ外交ハ詰ラナイ話テアル、外交ト云フモ右ニ讓ニ易イコトデアル、何人ヲシテ局ニ當ラシメテモ出來ルモノデアル、斯様ナ結論ニ歸著シテシマフノデアル、外交ハ決シテ此ノ如キ無意味ナモノデハナカラウト私ハ思フ、此取ルヘキモノハ、取リ、還ルベキモノハ遣ルト云フ上ニ於テ、知ラス識ラズノ間ニ我大方針ニ近ヅクヤウニ引付ケテ往クト云フトコロノ方法ヲ講シナケレバナラヌ、之ニ對シテ當局者ハ如何ナル方法ヲ講ジ居ルカ、又如何ナル方法ヲ執ラントスルカト云フコトヲ私ハ問ヒタイノデアル、殊ニ此同シ外交デゴザイミシテモ、唯其日其日ノ出来事ヲ處分シ、時々起ルトヨロノ事件ニ對シテ、解決ヲ與ヘルト云フヤウナ事柄ハ、是ハ吾ミ一個人ニ例ヘテ見レバ、所謂其日暮シノ生活デアル、其日暮シノ外交デアル、今日ノ事ハ今日處分シ、明日ノ事ハドウナツテモ宜シイ、此處ニ一事件が出來レバ、之ニ解決ヲ與ヘル、單ニ此ノ如キニ止マルヤウナコトハ、私ハ其日暮シノ外交デアルト批評シテ宜シトイ私ハ思フ、今日ノ我帝國ハ世界ノ一等國、列強ノ位置ニ這入ジテ、東洋ニ於テハ先進國トシテ東洋全體ノ指導ノ責任ヲ負シ居ル、殊ニ清國ニ向シテハ此清國ヲ指導シテ、東洋全局ノ平和ヲ圖リ、東洋全體ノ福利ヲ進メバナラヌトコロノ我大帝國ノ外務省デアル、此大帝國ノ外務省ノ當局者ト云フモノガ、其日暮シノ案件ヲ處分スルト云フコトニ満足ヲシテ居ルト云フガ如キコトデアッタナラバ、實ニ此帝國ノ前途ト云フモノハ心細イト言ハナケレバナラズノデアリマス、當局者若ダ一大決心ヲシテ、一大飛躍ブシテ、大奮發ヲセラレマシタナラバ、彼ノ支那四百餘州、數百万方里四億万ノ人口ヲ控ヘ、北ハ蒙古、伊犁新疆ヨリ南ハ雲南等ニ至ル數百万方里ノ地、數億ノ民ヲ提ケテ我之ヲ指導スルノ位置ニ立ダテ、而シテ英佛獨露等ノ強國ト折衝ヲ致シ、彼ヲ提ケテ東洋ノ全局ノ平和ヲ保チ、全局ノ福利ヲ進メルト云フコトニナリマシタナラバ、是が即ナ我日本帝國ノ外務當局者ノ責任デアル、私ハ是ハ實ニ我日本帝國ノ高尙ナル權利デアル、又愉快ナル義務デアルト思フ、我日本帝國今日ノ位置トシテハ東洋全體ヲ提ケテ而シテ此全局ノ福利、全局ノ文明ニ全力ヲ用井テ行ギマスレバ、最モ愉快ナル最モ高尚ナル權利デアル、而シテ明治四十一年ニ外務當局者ハ此ノ如キ決心ヲ以テ外交ノ局ニ當シテ貴ハナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、然ルニ唯、今日ノ事件ヲ處分スルコトニ纏闕トシテ居マテ將來ノ百年ノ大計我大帝國ノ位地如何、我清國ニ對スル將來ノコト如何ト云フコトニ至テ深ク考ヲ費サナイ、深ク手段ヲ用井ナイト云フコトデゴザイマスレバ、實ニ我外交ト云フモノハ今日ノ勃興セル國運ニ副ハナニトイコロノ無能ナル外交デアルト評サナケレバナラヌノデアリマス、諸君、支那ハ私が言フマデモナイ、其歴史的ノ關係ヨリ見レバ我國ハ頗ルセウケレドモ、直接ニ言へバ即チ清國ノ領土ヲ保全スルガタメデアル、此北清事件日露

ルニ付イテ一ツノ要塞ヲ奪ハレタト同シテアル、一步退ケバ此退イタ一步ノ位地ヲ固復スルコトヘ實ニ容易デナシ、而シテ國家全體ニ及ビ、子孫百年ノ後マテ此弊害ヲ被ラナケレバナラヌノアル、誠ニ容易ナラヌコトアリ、決シテ簡単ニ輕々ニ論ズキモノデナラニ、然ルニ今日ノ即チ外交甚ダ不振ニシテ、且最モ恐ルベキトコロノ病ニ罹リテ居ル、クレハ阿シニアルカ卽チ鄰邦ノ大國民ノ反對ノ感情アル、諸君、國家ト國家ノ争ハ或ハ一朝ニシテ解クコトが出來ル、國民ノ反對ノ感情ナムノハ、之ヲ吾ニ病ニ喻フレバ肺腑ノ病アル、手足ノ病ハ一朝ニシテ癒スコトが出來ル、肺腑ノ病ニ至リテハ百年ノ大患アル、國民ノ反對ノ感情ハ所謂肺腑ノ病アル、清國四億万ノ人民ハ今日ノ如ク反對ノ感情ヲ我ニ持テ、是が永續シテ益、蔓延シテ往クト云フヨトニマスマレバ、是ハ實ニ東洋ニ於ケル、殊ニ我國ニ於ケル肺腑ノ病アルト云ハナケレバナラヌ、今日ノトキニ及シテ十分ナル力ヲ盡シテ、此肺腑ノ病ヲ治療致シマセヌケレバ、東洋百年ノ平和、東洋百年ノ福利ト云フモノハ、恐クハ保ツコトハ出來ナキ結果ニナルト思ヒマス、諸君、今日此亞米利加合衆國ナド、移民問題等ノ論争ガゴザイマスケレドモ、幸ニ何人ト雖モ此日米間ニ戰爭ノ起ルコトヲ豫想ヲ致サナイノハ何デアルカ、此ノ如キ紛争ガ起シテモ誰一人トシテ戰爭ヲ豫想スル馬鹿者ノナイト云フコトハ何ノタメデアルカ、卽チ開國以來北米合衆國ト我國トノ間ノ親密ナル關係ハ、兩國ノ國民ノ腦髓ニ浸込シテ居ル、兩國國民ノ腦髓ニ浸込シテ居ルが故ニ、此兩國ノ關係ハ百年不磨アル、若シ此國民ノ關係が今日ノ如クシナカタナラバ、一ツノ爭、紛争カ起シテモ直チニ衝突ト云フコトニアリ、彼ノ鄰國が今日ノ如クシテ往クタラバ、ドウシテ東洋ノ平和ヲ保全スルノアルカ、是ハ實ニ容易ナラヌ問題アル、之ニ對シテ當局ハ如何ナル方法ヲ以テ此病根ヲ根治シヤウト思フノカ、是ガ私ノ質問セント欲スル所デアリマス、今日ニ臨ンデ此清國ニ對スル質問ハ將ニ移シテ以テ歐羅巴亞米利加諸國ニ適用スルコトが出來ルノアル、亞米利加問題デモ、歐羅巴問題デモ、單ニ其日ノ案件ヲ處分スルニ止マル外交ハ、是ハ外交ト稱スルコトが出來ナシ、如何ナル方法ヲ以テ清國並ニ亞米利加等ニ對スル病根ヲ絶タウト思フノアルカ、今日マテ如何ナル手段ヲ執リツ、アルカ、將來如何ナル考ヲ持テ居ルカ是が即チ私が質問セント欲スルトコロノ要點デアリマス

〔外務大臣伯爵林董君著立憲〕
○外務大臣（伯爵林董君） 小川君ノ質問ハ多岐ニ亘ラテ居リマスルデ、簡略ニ之ヲ
御答給スルコトハ甚々難イノアリマス、同君ハ第一ニ清國官民が我國ニ反抗ノ意見ヲ
持テ、近頃排日熱ナドノ盛ニナツカヘ、我外交ノ不振アルト御セラレマスケレドモ、
曩ニ大石君ニ御答シマシタ如ク、清國中央政府ニ在テハ決シテ我國ニ對シテ惡意ヲ挾
シテハ居ラヌノアリマス、又感情ヲ悪クシテ居ルト云フ徵候モ無イノアリマス、此事
實ハ先程御報告ニ及シダ辰丸事件ノ善後策ニ付キ、好意ヲ示シタノモ分ニテ居ルノチ
アリマス又同君ハ間島問題ノ天寶山ノ事ヲ引用セラレテ、外交ノ不振ヲ證據立テラ
レントセラレタノアリマスケレドモ、間島問題ト申スモノハ、元ト境界論カラ始リタルコト
デアリマシテ、其論ハ清國ノ康熙年間カラ以來引續イテアリマスルノアリマス、從ニ今
之ヲ一ツノニ決スルト云フコトハ如何ニ外交省局者ガ敏腕ヲ振シテモ出來ナインノア
リマス、此處ハ邊疆ニアリマシテ、地圖モナケレバ、測量モ確カニテイ位アリマス、ソレヲ
一年ヤ半歳經テ決スルコトガ出来ナインハ、甚々遲鈍アルト言ハレルケレドモ、口テ云
ヘバサウ云フヤウニモナリセウガ、實地ヲ調査スルコトハナカニサウ早クハ往カヌノア
リマス、間島問題ハ境界問題ニ牽聯シテ居リマスカラ、其内ノ事ヲ一ツノ運シテ往ク
ト云フコトハ小川君ノ御説ノ如クニ事實ヤリ様ガナインノアリマス、大キナコトカラ決スレ
バ、小サナコトハ自然決スルト云フヤウナ語アリマスガ、間島問題ノ決シナイ内ニ中ニ
起シテ居ル一モノ事件ニ付テハサマテ論ズルニ及バナイコトアルト考ヘマス、又清國官民

ノ舉動が怪訝ニ堪ヘザルト云フコトニ付テ、縷々御演説があり、其例證トシテ廣東ノ「ボイコット」コト等ヲ御引キアリマスルガ、清國官民反對ノ證據トシテハ近頃新聞三見ルヤウニ私ハ心得テ居ルノアル、近頃新聞紙上等デ見マスト、日本ノ教員テ清國ニ傭ハレテ往ツタモノバ追々解僱サレトルカ、或ハ東京ニ來テ居ル學生が段々減ルトカ云フコトヲ見テ、外交不振ノ證據ト認メラル、ノテアリマスガ、是ハ市ニ聽イテ途ニ説ク者ノ説テ詳シク事實ニ付テ見マスレバ、教員ノ解雇サレタリ何カスルノハ中ニハ同僚御互ニ申傷シタリ御互ニ猜ミタリスルヤウナ向モアリマスシ、或ハ甚ダ不品行ア終ニ彼ノタメ解かれル著モアル様ナ次第アリ、又東京へ來テ居リマス生徒ヲ派出シテ來ルノモ追々絶ヘズヤツテ居ルノアリマス、此ノ如キ次第ゴザイマスカラ、清國官民が日本ニ對シテ悪感情ヲ持ツテ居ルト云フコトハ未ダ之ヲ認メナイノアリマス、尤モ清國ハ御承知ノ通リ廣大ナ國ニアリマシテ、中ニハ外國ト云フモノハドンナモノカ知ラヌト云フハモアルシ、又交通ノ便モ惡ルイノデ、幾ト支那一國ヲ以テ世界ト心得テ居ル者ガ大多數アル位アリイト思ヒ、日本ノ指導ニ從ヒ、日本ノ云フコトヲ聽カヌカラト云シテ、外務當局が遲鈍デマス、是ハ私自身ハ北京ニ經験シテ居ルコトアリマス、是等ノ人が總て日本ニ向テアルト云フ様ニ言ハレマスケレドモ、私ハ右様ニ神ニ近キ程ノ外務大臣トハ自カラ思シテテノ考ナドヲ了解スルコト能ハザルハ如何トモ仕方ノナイニ譯デ、結局時ヲ俟ツテ徐々ニ開明ノ途ヲ講ズル外仕方がナイノアリマス、支那ノ四百餘州一億万ノ人が日本ヲ有難イト思ヒ、日本ノ指揮ニ從ヒ、日本ノ云フコトヲ聽カヌカラト云シテ、外務當局が遲鈍デ力カ何カラ以テ臨メハ直キ出來ルコトモアリマセウ、併シ爾カラストキハ又一方ノ御説デアルト云フ様ニ言ハレマスケレドモ、私ハ右様ニ神ニ近キ程ノ外務大臣トハ自カラ思シテ居ラヌノアリマス、(笑聲起ル)口へ今小川君ノ御演説ノ中ニ支那ニ關スル問題ヲ速ニ解決セント欲スレバ、直き出来ル、ソレヲナゼ早ク解決シナカト云ハレマシカ、成程兵力カ何カラ以テ臨メハ直キ出來ルコトモアリマセウ、併シ爾カラストキハ又一方ノ御説デアルト云フ様ニ言ハレマスケレドモ、私ハ右様ニ神ニ近キ程ノ外務大臣トハ自カラ思シテ居ラヌノアリマス、前ニ勝タク者ガ上告シタトキニ義判所が反對ニ敗ケトナ川君ハ法律家デ居ラシヤルカラ無論私ノ説釋ハ要ラヌ話テアリマスルケレドモ、一個人が社會ニ立シテ交ハル間ニ御互ニ道理アリ權利アリ利益アリト考フル所ヲ主張シ、御互ニ訴訟事件ガアリ、裁判事件モ生ズル譯デアリマス、是ハ必シモ片方が惡ルイ片方がアシタ支那ノ人心ヲ收メ歡心ヲ收メルト云フコトハ、目的ヲ達スルコトが出來マヌ、小眞イトイ云フ譯デナインアリマス、前ニ勝タク者ガ上告シタトキニ義判所が反對ニ敗ケトナスノニ依テモ分リマス、併ナガラ一國ニ在テハ法律ヲ定メ、法廷ヲ定メ、争ノアッタキニ免ニ角之が争シテ裁判スルト云フ方法ガアリマスガ、萬國ノ交際ハサウデナインアリマス、從ツテ御互ニ權利アリ利益アリト考フル所ヲ主張シ、御互ニ談合シテ證據ヲ集メテ然後相和シテ妥協スル外ナインアリマス、ソレヲ片端カラ即付ケテ承知サセルト云フコトダケテハ逃モ自分ノ權利利益ヲ保護スルコトが出來ルモノハコザイマセス、右ノ次様ナル關係ガ無カッタノアリマスガ、今ヤ自然ニ擴張シテ、大陸ニ利益ヲ有スルニ至リ、他國ト境ヲ接シ、地域ハ廣クナリ、邊境モ長クナシテ來タノアリマスカラ、此ノ如キ問題ハノ問題ナドニ至リマシテ、幾年幾十年或ハ幾百年モ兩國間ノ爭議ノ決シナイ居ルコト澤山起ルヘキ話ニアリ、之ヲ一氣ニシテ御居チナサル方が外交ノコトヲ知ラレナイノアラウト私ハ思フ、斯ノ如キコトハ始終アルコトテ、言ハゞ商賣ヲシテ店テ客ヲ待シテ掛引フスルノト同シコト、思ヒ、私杯ハ格別之ヲ氣ニ懸ケズ、運ヲダケ運シテ往タノアリマス、但シ其中ニ若シ我權利利益ヲ損スルコトガアツタラバ、何處マテモ之ヲ擁護スルコトニ努メテ行クノアリマスケレドモ外國ト交ハル中ニ於キマシテハ彼ノ權利彼ノ主張トスルト

二日工事ヲ完成セリ然ルニ跨四十年ニ於テ苗代ノ發育不良ヲ來セシヲ以テ鑽
毒ニ原因セシヤ或ハ其際ニ於ケル激甚ナル降雹ニ原因セシヤ原因不明ナリシモ
鑽業主ニ於テ一部ノ水田ニ對シテハ別ニ用水路ヲ設ケ字三作ノ溪流ヲ以テ其
灌溉用水ニ充テ其他ノ部分ニ付アヘ土地所有者ニ對シ借地料ヲ支拂ヒ又ハ損

月二十衆議院議員久保田與四郎君提出西園寺内閣總理大臣ノ演説ニ對ス
ル再質問答辯書
再質問ノ事項ハ去一月三十一日付ヲ以テ答辯シタルカ如シ
右及答辯候也

害ヲ補償シ實際灌溉用水トシテ宮田川ノ水ヲ使用セサルノ事實ナリ然レトモ尙本政府ハ時ニ署員ヲ派シテ監督ヲ勵行シ被害ナカラシメントヲ期ス第一項ニ説明シタルカ如キ事實ナルヲ以テ質問書ニ謂ヘル如キ厄ノ状態ヲ認

メス
三明治二年七月、中宮田畠民ヨリ東青書ヲ呈出。タレコトアレハ御寶ナリ然

レトモ第一項ニ於テ説明セルカ如ク當時東京鐵山監督署ニ於テ除害設備備命令中ニ屬セシヲ以テ該陳情書ハ其儘留置タルモノヲ排斥シタルコトナシ
四第一項説明ノ通
右及答辯候也

衆議院議員宮古啓三郎君提出軍醫ノ處分ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十一年三月二十六日 内閣總理大臣公爵西園寺公望

明治四十二年三月二十六日
内閣總理大臣公舊西園寺公望
衆議院議長杉田定一殿

衆議院議員宮古啓二郎君提出軍醫ノ處分ニ關スル質問ニ對シ答辯書

室二收容ミ其発症ノ経過ニ鑑察シ慢性胸膜炎ノ病名沙定シタルチ以テ之ヲ内科
病室ニ移シ胸腔内滲出液ノ化膿性ナルヲ驗知シタルニヨリ手術ヲ施行スヘキ豫定

ナリシニ其ノ施術前三死亡シタリ

ルカ故ニ本患者ノ治療上之ヲ施スニ至ラサリシハ懈怠ト認ムルコトヲ得ス然レトモ

其ノ取扱上疵竝増進及危篤ノ報知等ニ付テハ稍ト敏速ヲ缺キタル形迹アルヲ以テ師團長ハ其責任者タル當時ノ病院長ヲ謹責處分ニ付セリ

右及答辯候也
明治四十一
年二月二十五日

明治四十一年三月二十五日 陸軍大臣子爵寺内正毅
衆議院議員森接生君提出行賞遺勅二關スル質問ニ對シ別紙答辭書差進矣也

明治四十一年三月二十六日 内閣總理大臣侯爵西園寺公望
議院完議後

衆議院議長松田定一ノ
衆議院議員森茂生君提出ノ行賞遺漏ノ件質問ニ關スル答辭書

明治三十七八年戦役ニ關スル功勞者ハ汎ク各方面ニ瓦リ其數頗ル多ク且之力
行賞ニ就ク、最も頗重ノ調査ヲ要スレバ以テ未だ全部調了ニ至ラズ當呂ニ就クミ

今調査中三属性

右及答稿候也
明治四十一年三月二十五日

內務大臣 原敬

衆議院議員久保田興四郎君提出西園寺内閣總理大臣ノ演説三點スル再質問

ニ對シ別紙答辯書差進候也
用合口一二三二月二日

明治四十一年三月二十六日
內閣總理大臣侯爵西園寺公望
衆議院議長杉田定一殿

官報號外 明治四十一年三月二十七日 衆議院議事速記錄第二十號

憲太臨立小學校教員退職料及遠旅扶助料ニ關スル法律案 第一議會ノ議定議
審防注改正法律案 畜牛結核病豫防法中改正法律案 第二議會ノ議定議
憲太臨立小學校教員退職料及遠旅扶助料ニ關スル法律案 第一議會ノ議定議
審防注改正法律案 畜牛結核病豫防法中改正法律案 第二議會ノ議定議

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

獸疫豫防法中改正法律案

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案確定——日程第三、畜牛結核病豫防法中改正法律案第一讀會ノ續——探決致シマス、本案ハニ一讀會ヲ開クベシト云フニ御異議アリマセヌカ

畜牛結核病豫防法中改正法律案

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

第一讀會ノ續

○議長(杉田定一君) 直チニ一讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

確定議

○議長(杉田定一君) 直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ讀題ニ供シマス

畜牛結核病豫防法中改正法律案

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

確定議

○議長(杉田定一君) 直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ讀題ニ供シマス

陸軍營營費補充資金特別會計法案

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 是モ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタカラ、此段御報告致シマス

○議長(杉田定一君) 探決致シマス、本案ハニ一讀會ヲ開クベシト云フニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

確定議

○議長(杉田定一君) 直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ讀題ニ供シマス

陸軍營營費補充資金特別會計法案

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り、直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルコトニ御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

陸軍營營費補充資金特別會計法案

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

確定議

第五 正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長)
○粕谷義三君 本案モ亦滿場一致ヲ以テ政府案通り可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○議長(杉田定一君) 探決致シマス、本案ノ一讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 横井時雄君 議長 報告がアリマス——第六が濟シテセウ
○議長(杉田定一君) マダ濟ミマセス——日程第六、滿洲ニ於ケル領事裁判三關スル法律案第一讀會ノ續、委員長花井卓藏君——森肇君

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 満洲ニ於ケル領事裁判三關スル法律案第一讀會ノ續(委員長)
○森肇君 唯今委員長が見エマセヌカラ私ガ代^{シテ}御報告致シマス、此案ハ滿洲ニ於キマシテ領事裁判三對スル上訴ト、ソレカラ滿洲ノ在留民ノ重罪公判ト云フモノニ付キマシテハ、今日マテハ總テ長崎控訴院ニ移送シテ審判ヲ致シテ居リマシタノデゴザイマス、然ルニ今回關東都督府法院ト云フモノが設置セラレテ居リマシタノデゴザイマス、テ裁判ヲ致サセタイ、而シテ裁判ノ迅速ト、居留民ノ權利ノ保護トヲ計ル法律案デゴザイマスカラ、此案ニ付キマシテハ、而シテ裁判ノ迅速ト、居留民ノ權利ノ保護トヲ計ル法律案デゴザイマスカラ、此案ニ付キマシテハ祕密會等ヲ開イテ慎重ナル審議ヲ致シマシテ、全體ニ於テ一字一句ノ修正モナク全部可決シマシタカラ、此段御報告致シマス

○議長(杉田定一君) 探決致シマス、本案ノ一讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ如ク、直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——直チニ一讀會ヲ開キ全部ヲ讀題ニ供シマス

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り直チニ一讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

確定議

○議長(杉田定一君) 橋井君——登壇シテ御ヤリニナシテハ如何デス

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナント呼フ者アリ」〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、本案確定

○横井時雄君 報告ガアリマス

○議長(杉田定一君) 橋井君——登壇シテ御ヤリニナシテハ如何デス

○横井時雄君 簡單アスカラ……在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改

正法律案外一件此外一件ト云フ方が長ノノアノノ府縣立師範學校長俸給並ニ公立學

校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、此二案ノ委員會ヲ今朝九時カラ開キ

マシテ、而シテ政府案通り可決致シマシタ、此第一ノ在外指定學校職員退隱料及遺族扶

助料法中改正法律案、主意ハ、滿洲鐵道會社ノ附屬地ニ於キマシテ我同胞移住民が

段々殖エテ参リマシタ、就チハ小學校ヲ經營スル必要がアルノデ、既ニ小學校が五校位

モ立テ居リマス、此小學校ノ教員ニ對シテ恩典ヲ與ヘテ保護ヲシテヤルト云フノデ、是

ハ在外指定學校ノ教員ノ保護ニ關シテハ法律が出來テ居リマスガ、其法律ヲ施行スル

上ニ於テ、韓國ノ如キハ流監府ニ文部大臣及領事官ノ事務ヲ委託シテ居ル、滿洲鐵

道會社ノ附屬地ニ於キマシテモ、關東州ノ都督府ニ委託シテ其權限ヲ行ハセヤウト云

フ意味ノ法律案アリマス、是ハ極メテ適宜ノ法律案アルト認メマス、次ニ府縣立師範學

校長俸給並ニ公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、是ハ中等教育

ニ從事シテ居ル教員ノ退隱料ノ率ヲ、是マテヨリ教員ノ都合ノ好イヤリニ致シテ、大

ニ之ヲ優待シテ、而シテ平素溝給テ從事シテ居ル中等教育ニ從事シテ居ル人、ヲ、成

ルガケ保護シヤウト云フ意味ノ法律案アリマス、其恩典ニ浴スベキモノハ師範學校、

中學校、各種ノ實業學校、高等女學校等アリマス、是ガ重立バタモノナル、是マテ

ノ規則ヲ改正シテ、在職十五年ノ後ニ於テ一年毎ニ百分ノ一ヲ加ヘ、其他ノ在職年

數ニ對シ、一年毎ニ百五十分ノ一ヲ加ヘ、滿四十年マテ云フコトデアル、滿四十年

ニ至シタル時ニ、是マテノ規則ニ據リマスト、十分ノニ三ト云フ位アルノヲ、其俸給ノ半

額ヲ與ヘルト云フ位ニスルノアリマス、是ハ其一例アリマスガ、斯ウ云フ次第アリマ

スカラ、最モ必要ト認メテ原案通り可決致シマシタ

○議長(杉田定一君) 兩案トモ原案ニ可決デスカ、委員會デハ……

○横井時雄君 サウデス

○恆松隆慶君 報告ノ二案ハ日程ヲ變更シテ直チニ讀題ニナランコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ如ク、唯今報告ニナリマシタコロノ一案ヲ、日

程ヲ變更シテ會議ニ附スルニ御異議ハアリマセバカ

〔「異議ナシ異議ナント呼フ者アリ」〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——先づ第一ニ在外指定學校職員退

隱料及遺族扶助料法中改正法律案ヲ議題トシマス

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正

第一讀會ノ續

○議長(杉田定一君) 探決シマス、本案ノ二讀會ヲ開クト云アニ御異議ハアリマセ

ヌカ
〔「異議ナシ異議ナント呼フ者アリ」〕

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ如ク直チニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ略シテ確

定スル建議案

右建議ス

新聞記者通信員行賞三關スル建議案

(書記朗讀)

第七 新聞記者通信員行賞三關スル建議案(奥野市次郎君)

外十五名提出

府縣立師範學校長俸給並ニ公立學校職員退隱料及遺

族扶助料法中改正法律案

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナント呼フ者アリ」〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、是ニテ本案確定

○恒松隆慶君 休憩ニナシテハ如何デスカ

○議長(杉田定一君) 御異議ナント呼フ者アリ

〔「續ケヤルベシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 繼ケヤルコトニ致シマス、日程第七、新聞記者通信員行賞

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ議題

ニ供シマス

○議長(杉田定一君) 遺族扶助料法中改正法律案

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ發議ノ如ク、直チニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略

シテ確定議トナスコトニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナント呼フ者アリ」〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ議題

ニ供シマス

○議長(杉田定一君) 御異議ナント呼フ者アリ

〔「續ケヤルベシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 繼ケヤルコトニ致シマス、日程第七、新聞記者通信員行賞

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ議題

ニ供シマス

○議長(杉田定一君) 御異議ナント呼フ者アリ

〔「續ケヤルベシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 繼ケヤルコトニ致シマス、日程第七、新聞記者通信員行賞

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ナント呼フ者アリ

〔「異議ナシ異議ナント呼フ者アリ」〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ議題

トシマス

○議長(杉田定一君) 暫時休憩御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハ無イト認メマス、暫時休憩致シマス

午後零時十五分休憩

午後一時十五分開議

○議長(杉田定一君) 午前二引續キ開會ヲ致シマス

○○松本君平君 普通選舉ニ關スル法律案ノ委員會ノ報告ヲ致シタイト思ヒマス

○議長(杉田定一君) チヨット御侍チ下サイ、コチラニ報告ガアリマス、其報告ヲ終シテカラ、質問ノ答辯書ガ澤山來テ居りマスルガ、隨分長イ答辯デアリマスルノテ朗讀ヲ省略シテ速記録ニ載セルコトニ致シタイト思ヒマスガ、如何デアリマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

(書記朗讀)

一淺野陽吉君提出大藏省證券ニ關スル質問ニ對シ松田大藏大臣ヨリ、澤來太郎君提出藝術作品取締ニ關スル質問ニ對シ原内務大臣ヨリ、久保田與四郎君提出大連稅關設置ニ關スル質問ニ對シ林外務大臣ヨリ、花井卓藏君提出利根川流域ノ被害ニ關スル質問ニ對シ原内務大臣ヨリ、花井卓藏君提出關東州其他

ニ於ケル收入支出ニ關スル質問ニ對シ寺内陸軍大臣原内務大臣秋外務大臣ヨ

リ答辯アリタリ

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

衆議院議員淺野陽吉君提出大藏證券ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十一年三月二十六日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

一三十七年中ニ於ケル大藏省證券發行額中一般會計ニ屬スル各月現在高ハ一千萬圓乃至三千五百圓ナリ三十六年度ニ於テハ大藏省證券ノ發行額少シト雖モ毎月千萬圓乃至千六百万圓ノ日本銀行借入現在シタリ而シテ四十一年二月末ニ於ケル大藏省證券現在高四千五百八十万圓ノ内千七百七十万圓ハ專賣局及製鐵所據置運轉資本不足補填ノ爲三十八年法律第十七號ニ依リ發行シタル融通證券ニ相當スルニ付差引一般會計分ハ二千七

百九十万圓ニ過キサルカ故ニ之ヲ三十六年度迄ニ三十七年度ト比較スルニ

一般會計ニ於テ國庫カ大藏省證券ノ發行又ハ日本銀行借入ノ方法ニ依リ補足ヲ要シタル金額ハ三十六年度ニ對シ約千萬圓ヲ増シ三十七年度分ニ對

シ約七百万圓ヲ減ス大藏省證券ノ發行ハ每年度各月ノ歲入出ノ實際ニ於テ

其比例各月同一ナラスト雖モ該證券發行限度ト豫算額トノ比較次項ノ如シ

一豫算額ニ對スル大藏省證券發行限度ノ割合ハ三十八年度ニ於テハ百分ノ要シタル金額ハ三十六年度ニ對シ約千萬圓ヲ増シ三十七年度分ニ對シ約七百万圓ヲ減ス大藏省證券ノ發行ハ每年度各月ノ歲入出ノ實際ニ於テ

其比例各月同一ナラスト雖モ該證券發行限度ト豫算額トノ比較次項ノ如シ

八、三十九年度四十年度及四十一年度ニ於テ百分ノ十一ニシテ、大藏省證券ノ發行增加ハ歲計豫算ノ膨脹ニ伴フモノナリ

三臨時軍事費特別會計ノ整理ハ四十年十月迄ニシテ其金庫ニ於ケル出納閉鎖ハ四十年六月三十日ヲ以テシタルモノナルカ故ニ三十九年度及四十年度ニ於テモ尙軍事費ニ屬スル大藏省證券整理未濟ノモノアリタルニ依リ戰役前ニ比シ增加ヲ見ルハ自然ノ結果ナリ殊ニ償還期ノ長短ニ依リ發行累計ニ著シキ增

減ヲ來スヘキモノニシテ短期限ヲ以テ發行ヲ爲スノ方法ヲ採ルトキハ發行累計ニ於テ多額トナルヲ免レス要スルニ發行累計ハ大藏省諸券發行必要ノ増減ヲ見ルノ標準トシテハ不適當ナルモノナリ又實際ニ就キ見ルニ四十年六月末ニ於

テハ軍事費ニ屬スル分全部整理済トナリタルノ結果一般會計ニ屬スル分五千万圓製鐵所ニ屬スル分八百五千万圓ノ發行現在シタルニ過キス軍事費會計出納閉鎖後ニ於ケル大藏省證券ノ發行ハ決シテ甚シキ巨額ナリト云フ能

ハス

四大藏省證券ハ一時國庫金出納上便用ノ爲短期ノ償還方法ニ依リ發行シ

年一度ノ歲入ヲ以テ償還ラズモノニシテ其ノ發行額ニ於テ増減常ナク且シ割引歩合モ屢々高低スルモノナルカ故ニ公債ト全ク性質ヲ異ニシ其ノ購入者ハ全ク

一時のニ餘裕金ヲ運用スルニ過キサルモノナリ依テ大藏省證券ノ發行ハ公債ノ時價ニ影響スル所ナシト認ム

五大藏省證券ノ購入者ハ全ク一時のニ餘裕金ヲ以テスルモノナルコトハ前項ニ述フルカ如シト雖モ又該證券ハ決シテ強制的ニ民間ニ賣却スルモノニアラス又其ノ發行ノ場合ニ於テハ深ク民間金融上ノ影響ニ注意シ殊ニ銀行預金ヲ大藏省券ノ購入ニ轉化セシムルカ如キハ努メテ之ヲ避ケル爲充分ノ注意ヲ施シツアルモノナリ民間金融カ大藏省證券ノ發行ニ依リテ著シキ影響ヲ被ルト云フハ事實ニ符合セサルモノト認ム

六大藏省證券ノ發行ニ當リ市場ノ賣行キ惡ケレハ日本銀行ハ之ヲ引受ルノ外ナシ斯ル場合ハ兌換券ノ增發トナルヘキハ事實ナリト雖モ萬一大藏省證券ニ依ラス二十七年法律第十六號ニ依リ日本銀行ヨリ借入金ヲナシ處理センカ其總額ハ直ニ兌換券ノ增發トナルヘシ然ルニ大藏省證券ノ發行ヲ以テセハ一部市場ニ賣行アルヲ以テ賣却ニ相當スル金額ハ他ノ方法ニ比シ兌換ノ收縮ヲ見ルヘキモノニシテ之レ國庫金出納上相當ノ處置ナリト認ム

七大藏省證券ハ運用トシテ發行スルモノニアラス豫算ニ定メラレタル發行額ノ範圍ニ於テ歲出ノ支拂元ニ充用ノ爲其必要ニ應シ發行スルモノニシテ國庫金出納上不得止ノ處置ナリ

八大藏省證券ノ發行限度ヲ豫定スルハ其月割額ヲ計算シタル上定ムモノナリト雖モ實際ニ於テハ歲出入特ニ歲出ニ於テ月割ニ異動アリ生スルノ結果證券發行月割豫定モ異動アルヲ免カレサルニ付豫定月割ヲ公表スルハ却テ世上ノ誤解ヲ招クノ眞ナキニアラサルヲ以テ豫メ之ヲ示サヘルモノナリ

右及答辯候也

明治四十一年三月二十五日

大藏大臣松田正久

衆議院議員澤來太郎君提出藝術作品取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書差進候也

明治四十一年三月二十六日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

藝術作品取締ノ方針ハ社會ニ安寧ト善良ノ風俗ヲ保持スルニアリ而シテ其ノ檢閱ノ標準ハ人情風俗ノ趨クトコロニ鑑ミ其ノ影響スルトコロノ結果ヲ慮リニ

事實ニ從テノラ決定ス

右及答辯候也

明治四十一年三月二十七日

二十二 瀑澗池ハ舊谷中堤内全部ニ涉リ該堤内ニ瀧澗セシムルノ計畫ナルニ由リ
其區域容積等ハ自ラ明カナリトス

二十三瀧溜池施設ノ計畫成立以後縣ハ之レカ實行ニ從事シ土地物件ノ買收
移轉等ニ付キテハ協議ヲナシ相當ノ補償金ヲ交付シ又結局協議整ハサルモノハ
二十九年六月二日

土地收用法ノ規定ニ依リ相當ノ補償金額ヲ定メタルモノニシテ水害ヲ繼續セシメ土地ノ價格ヲ低落セシメタルカ如キコトナシ又支拂價格ノ過當或ハ大不相當

二十四水源地ノ保護ニ付テ、政府ハ相當ノ注意ヲ爲シツ、アリ又下流ニ於テ流水ノ處置アルコトヲ認メス

二十四カ所地、俗語ニ付テ出脱ノ木當ノ注意ニ爲シジ、アリテ下流ニ於ラ、済メヲ湛エル工事ヲ施シ、或ハ逆流スヘキ渡良瀬川ノ濁水池ヲ塞ギタルカ如キコトナシ、谷中村ヲ諸溜池トナシタルハ第十六項答辯ノ通り

二十五谷中村ヲ廢シタルハ一村トシテ獨立スルノ資力ナキニ至リタルニ因リ成規ノ手續ヲ經テ處分シタルモノナリ

手續ヲ經テ處分シタルモノナリ
二十六五十有餘ノ町村カ谷中村ト同一ノ被害ニ陥ラントスルモノアルヲ認メス又
之レヲ天然ノ灌水池トナシタルカ如キ事實ナシ

之レ天然ノ落水池ナシタル加如キ事實ナシ
二十七舊谷中堤防ヲ復築セサルハ第十六項答辯ノ通り
二十八猪溜池ニ要スル土地ノ買收及收用ハ各關係者ニ協議シ又ハ法爺ノ規定

二十八深溝池ニ要スル土地ノ買收及收回用ハ各關係者ニ協議シ又ハ法翁ノ規定ニ依リ乙レフ遂行シタルモノニシテ曖昧ノ裡ニ買收シタル事實ナシ

二十九瀧澤池施設ノ計畫ハ第十六項答辯ノ通ニシテ縣ニ於テ治水上必要ト認メ施行シタルモノナリ

三十瀬溝池施設ノ計畫ニ關シテハ第十一六項答辯ノ通ニシテ四類一帶ノ水害ヲ免レシメントスルニアリテ多大ノ土地町村ヲ廢滅セシメントスルカ如キモノニアラス右及答_ハ辞候也

右及答辯候也
明治四十一年三月二十五日
内務大臣原敬

明治四十年八月二十五日前後ニ於ケル利根川筋量高水位表
量水標所在地 水位(平均低水位以上)

水位(平均低水位以上)
一七三三一
一五二一、

中妻女瀨沼

中本飯
田郷野
一一一
八七六
二五八
三四〇

中境 田

三矢小坡
編作山

三九四五不
三四四
七八一

布里安石
川食糞納

石贊納

明治四十年八月二十五日前後三於ケル渡良瀬川筋最高水位表
四・八二

日治口全八月二十五日前後於分水頭長瀨川筋最高水位表
量水標所在地
福富

官報號外 明治四十二年三月二十七日 衆議院議事速記錄第二十號 議長ノ報告

明治三十九年最高水位ト明治四十年八月二十五日前後ノ最高水位表		明治四十年八月二十五日前後ニ於ケル思川筋最高水位表	
量水標所在地	水位(平均低水位以上)	量水標所在地	水位(平均低水位以上)
下生井	二〇・六〇	下生井	一九・九五
利根川筋	二三・六六〇	利根川筋	二一・八〇
八斗島	一九・四五	八斗島	二一・三〇
瀬沼田	一・三九	瀬沼田	一・三九
作山	一・二五	作山	一・二五
野郷田	一・二五	野郷田	一・二五
納食川崎	一・二〇	納食川崎	一・二〇
木戸	一・一八	木戸	一・一八
渡子	一・一四	渡子	一・一四
良瀬川筋	一・一〇	良瀬川筋	一・一〇
船津川	一・七五	船津川	一・七五
早川田	一・七〇	早川田	一・七〇
新田	一・七五	新田	一・七五
木戸	一・七五	木戸	一・七五
下生井	一・七〇	下生井	一・七〇
備考	三十九年ノ高水位ヲ基トシ高低ヲ示セルモノナリ	衆議院議員花井卓藏君提出關東洲其他ニ於ケル收入支出ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也	小野袋 下早川田 船津川 惡戸 下生井 備考 三十九年ノ高水位ヲ基トシ高低ヲ示セルモノナリ

案ヲ可決シタノデアリマス、ドウツ此案ヲ諸君ノ議事日程變更ノ上ニ於テ御討議アラ

○森田卓爾君 唯今ノハ議事日程變更ト云フ動議ナンデスカ
○議長(杉田定一君) 唯今ノハ報告デアリマス

○奥野市次郎君 唯今委員長ノ松本君カラ 報告ニナリマシタ、普通選舉ニ關スル法
律案ノ議事ヲ開クタメニ、日程至^ト變更シテ直子ニ議ニ附セラレシコトヲ望ミマス

○議長（杉田定一君）奥野君發議ノ如ク、賛成議員三關スル
（「賛成々々ト呼フ者アリ」）

シテ會議ニ附スルニ、御異議ハアリマセヌカ
「異議ナシ」異議ナシト乎フ旨アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、普通選舉ニ關スル法律案ヲ議題ト
致シマス

卷之二

普通選舉ニ關スル法律案（松本君平君外二
名提出）
第一讀會續（委員長報告）

(「委員長報告通り異議ナシ」、「反対々々」と呼フ者アリ)(杉田定一君)採決致シマス、本案ノ一讀會ヲ開クベ

ノ起立ヲ願ヒマス
起立者 少數

○議長(杉田定一君) 少數、本案ハ一讀會ヲ開クベカラズ、
○森田卓爾君 少數ナラ異議ヲ申立テマス

○議長(杉田定一君) 唯今ノ異議申立ニ賛成ガアリマスカ

○議長(杉田定一君) 異議ナリ申立ニハ成規ノ賛成ガナイヤウニ認メテ居リマス

○議長(杉田定一君) 聰ニ願ヒマス、異議申立ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス、成

委員長奥野市次郎君 拠賞成力ナイト論マス——日程第八 邦樂保護ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、

第八 邦樂保護二關スル建議案（奥野市次郎君外
二名提出）
(委員長報告)

〔奥野市次郎君登壇〕

○議長(杉田定一君) 奥野君ニ發言ヲ許シマシタ
○森田卓爾君 チヨシト街伺致シマス、議長ニ御尋ガアリマス

森田卓爾君
副長ニ伺フノテスガ、唯今少數ト仰シイマシタガ、ドウ云フ數デゴザイ
マスカ

○奥野市次郎君　本員ハ邦樂保護ニ關スル建議案ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス
本案ハ提出ノ際ニ提出ノ理由ヲ省略致シテアリマスケレドモ、文書ハ諸君ノ御手許へ回

員會ヲ開キマシテ政府委員ノ出席ヲ求メ此建議ノ趣旨ニ付テ政府ノ意思ノアルトコ
元局リテスカニテ更請案ノ大體ノ趣旨ハ済ケニ御丁前ニナシタコト、存ジマス、而シテ委

口不確メシタコロガ 政府委員ハ之ニ賛成ヲ表シテ居リマス、但シ政府が
今此邦樂ノ保存或ハ保護ト云フ意味ニ付テ着手シテ居ル事柄ハ、ドウ云フ事柄デアル
カト云フコトヲ尋ネマシタコロガ、音樂學校ニ於テハ平家、長唄、富本、一中、清元、
此數種ノモノハ今調査ニ着手ヲ致シテ居ル、續イテ着手セント欲ズルモノハ河東、幸若、

モノハ今調査ニ著手ヲ致シテ居ル、續イテ著手・メント欲スルモノハ河東寺ノ尋ねマシタトコロガ、音樂學校ニ於テハ平家、長唄、富本、一中、満

明治四十一年三月一十七日 衆議院議事速記録第二十號

第十五

(特別報告第八十二號)小學校教員退職 (委員長報告)

(委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ愛知縣中島郡朝日村平民農杉山銀次郎此人が明治四十年六月十日小學教員ヲ退職トナツノアリマス、而シテ法律第四十七號ノ保障ニ依テ退職料ヲ要求シタコロガ、縣知事が今ニ於テ之ヲ與ヘナイ、其ノ不當ナル處置ニ苦ムカラ、遠ニ退職料ヲ與ヘルヤウニシテ吳レト云フ請願デアリマス、請願委員會ハ至當ノ要

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第十六、郵便局設置ノ請願

第十六 (特別報告第八十四號)郵便局設置ノ請

(委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ福岡縣三井郡味坂村荒谷幸之助外六名ノ請願アリマス、二原村ヲ中心トシテ數箇村ノ併せて郵便局ヲ新ニ置イテ貨ヒタコト云フ請願デアリマス、地方ノ事情ヲ聞イタ上、適當な請願ト見テ採擇スルコトニ決シマシタ
○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第十七、樺太島開墾漁場下附ニ關スル請願

第十七 (特別報告第八十五號)樺太島開墾漁場 (委員長報告)

(委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ函館ノ山本巳之助外一名ノ星出アリマシテ、此人々其外當業ノ人ハ樺太島が赤ク露西亞領地アツタ項 同地ニ於テ漁業ニ從事シテ居リトコロガ、或時露國政府ハ突然紅旗保護ト云フ名義ノ下ニ於テ其漁場ヲ取上ゲタ、即チ閉鎖シタノアル、不幸ニシテ其間三日露戰爭トナツテ樺太島領有ガ日本ニ移フタノアル、然ラバ日本政府ハ露西亞政府ノ不法ナル處置ノ結果トシテ、失ツタ利益ト權利ヲ速ニ回復シテ、漁場ヲ開イテ貰ヒタコト云フ請願デアリマス、委員會ハ至當ノ請願トシテ採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——日程第十八、函館區大森町遊廓指定地取消ノ請願

第十八 (特別報告第八十六號)函館區大森町遊廓 (委員長報告)

(委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ函館汐止町吉川榮吉外七名ノ星出アリマシテ、此大森町ニ遊廓が出来ルト云フコトテアル、指定セラレテアル其遊廓ハ監獄署ヲ去ルコト十二町、僅ニ其間ニ一帶ノ森林ハアルガ、其森林ハ木少クシテ荒地ノ如キモノアル、遙ニ望ミ得ベキモノアル、又慈惠院トハ僅ニ五六十間ヲ離レテ居ルノデ、是亦其地方ノ事情トシテハ極メテ近イモノト見ナケレバナラヌ、此二箇條ノ理由ヲ以テ同地ノ風教ニ告ガアルカラ、此指定ヲ取消シテ貰ヒタコト云フ請願デアル、請願委員會ハ此ノ如キ風教ニ關スル請願ハ、至當ノ理由ガアルトシテ採擇スルコトニ決シマシタ
○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議アリマセヌカ

(特別報告第八十七號)明治七年佐賀臺役公務ノタメニ病沒セル軍人軍屬ノ寡婦扶助料ノ請願

(委員長報告)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——日程第十九、明治七年佐賀臺役公務ノタメニ病沒セル軍人軍屬ノ寡婦扶助料ノ請願

第十九

(特別報告第八十七號)明治七年佐賀臺役公務ノタメニ病沒セル軍人軍屬ノ寡婦扶助料ノ請願

(委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ和歌山市寺澤フサト云フ婦人カラノ請願デアリマス、此請願ハ佐賀及臺灣ノ役ニ從事シタ軍人軍屬が不幸ニシテ死ンダ後ハ、軍人軍屬ノ父母及祖父母ハ國家カラ法律第四號ニ依テ扶助料ヲ受ケテ居ル、併ナカラ妻ナル寡婦ハ此扶助料ヲ受ケルコトが出來ヌト云フコトデアル、誠ニ日夜生活ニ困テ窮境ニ沈淪シテ居ルカラ、遠ニ救濟シテ貰ヒタコト云フコトデアル、委員會ハ至當ナルモノト認メテ採擇ト決シマシタ

○森肇君 質問ガアリマス、曉今請願委員長ヨリ報告三ナリマシタ、此佐賀臺灣ノ役ニ公務ノタメニ病沒シタル軍人ニ對シテ救助ノ件デヨザイマス、唯今委員長ヨリ御報告ニナリマシタ、明治二十四年ノ法律第四號ニ於テ、果シテ委員長報告ノ如ク法律ニ明文ガアリマスルカ、本員ハ此案ニ對シテハ反對ノ意見ヲ持テ居ルノテ、既ニ分科會、請願委員會ニ於テモ詳細論議シタニモ拘ハラズ、多數ノ以テ茲ニ御報告ニナッテ居ルが、私ハ本案ハ否決ノ意見ヲ持テ居ル、唯今委員長ノ報告ハ法律第四號ノ明文ニ付テ宜シク御説明ヲ願ヒタク、唯今御報告ニナッタガ如キコトハ、法律第四號ニハアリマセヌ、如何ゴザイマスカ

○竹越與三郎君 太員ハ法律ノ明文ヲ記憶致シテ居リマセヌ、委員會ハ此ノ如ク決定シテ相當ナリト認メタノアリマス

○森肇君 尚御尋致シマス、是ニ對シテ政府當局者ハ如何ナル意見ヲ附シテ居リマスカ、之ヲ御尋ねシマス

○竹越與三郎君 政府委員ハ如何ナル辯明ラシタカ、本員ハ記憶致シテ居リマセヌ、森肇君然ラバ私ハ反對ノ意見ガアリマスルカラ、其意見ヲ此際述ベタコト思ヒマス、議長豈壇シテ宜シウゴザイマスカ

○議長(杉田定一君) 反對ノ意見デスカ

○森肇君 左様デス

○議長(杉田定一君) 森肇君

○森肇君 (森肇君登壇) 諸君、私ハヤハリ請願委員ノ一人デゴザイマシテ、今日マテ請願委員會ニ於テ調査ヲスル上ニ於テモ、諸君等ト共ニ、最モ熱心ニ、最モ詳細ニ事實ヲ調査シテ適當ナル解決ヲ與ヘツ、アルノデゴザイマス、ソレ故ニ此議場ニ報告スルヤ、一言半句ノ反對モナク皆總テ報告ヲナシタルモノニ對シ、採擇セラレテ居ル、又不採擇トシ、或ハ参考トシテ送付スベキモノニ付テ、諸君ノ御紹介ニナツタ請願ニ對シテ、諸君が御意見ガアツナラバ、此請願規則ノ規定ニ基イテ、一週間内ニ異議ノ申立ヲ爲セバ、此院議ニ付シテ採擇ヲ不當トスル意見ヲ十分ニ述ベルコトが出來ルノテアルガ、未タ此規定ハ此議院ニ開カレタ先例ヲ見ナシ、如何ニモ私ハ請願委員會ノ擴重アル審議ヲ盡サル、コホニ付テハ感謝ノ意ヲ表スル者デアリマス、然ルニモ拘ハラズ、不幸ニモ此請願委員會ハ總テ請願ニノレ程ノ熱心ヲ以テ調査セラレタ、アルニモ拘ハラズ、此請願ノ如ク法律ヲ誤解シ、又事實到底調査ヲナシ能ハザル事實ヲ掲ダ來シテ、之ヲ皆衆議院が採擇スルガ如キコトハ、實ニ請願委員會ノ今日マテノ信用ト、請願委員會ノ權能ノ發展

○侵害スルモノト思ヒマスガ故ニ、問題ハ小ナリト雖モ私ハ特ニ此處ニ上シテ此案ニ反對

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程二十二、特別地價修正ノ請願

第二十一 (特別報告第九十號) 特別地價修正ノ (委員長報告)
請願

○竹越與三郎君 是ハ埼玉縣大里郡奈良村平民 吉田章一郎ノ呈出デアリマシテ、此地方ノ利根川ニ沿ウク所ハ、明治七八年頃ヨリ昔シハ堤防ガアツタノデアルガ、堤防が切レテ屢々氾濫ノ災ヲ受ケル、是ニ於テカ堤防ヲ拆ヘタイト思フが、此堤防ヲ拆ヘルト利根川ノ水が群馬ノ方へ溢レント云ノアテ許サナイ、縊ニ村民ガ堤防ヲ造ラコトガアリマスケレドモ是ハ違法デアルト云ノアテ壞ハサレタ、結局今日ニ於テハ堤防ガナク、堤防ヲ造ルコトが許サレテ居ラナイ、其結果年々歲々汎濫ノ災ヲ受ケテ居ル、サウ云フ譯テアルカラドウカ此地方ノ地價ヲ特別ニ修正シテ貰ヒタイト云フ 請願デアリマス、委員會ハ至當ノ請願ト見テ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異讀ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、日程第二十三、沖繩縣酒類出港稅下戻ノ請願

第二十三 (特別報告第九十一號) 沖繩縣酒類出港稅 (委員長報告)
下戻ノ請願

○竹越與三郎君 沖繩縣ニハ泡盛ト云フ酒が出來マスル、是ハ麹ト水ダケデ折ヘルモノデ、クレニ香ヲ投ケルタメニ纏カニ粟ヲ投入レルノデアル、然ルニ酒造稅法ニ依ルト、サウ云フモノハ規定シテハノイニ、沖繩縣ニ於テハ之ヲ酒類ト見テ出港稅ヲ課シテ居ル、此ノ如キコトハ如何ニモ法律ニハ反イタコトデアルカラ、出港稅ヲ下戻シテ貰ヒタイト云フ 請願デアリマス、成程一見スレバ泡盛ハ酒ニ相違ナイヤウデアルケレドモ、併シ法律明文ニ照ラシテ見レバ、法律ノ規定ニ合ハナイモノデアルト云フコトハ事實アルカラ、是ハ至極ノ請願トシテ採擇ニ決シノアリマス

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異讀ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、日程二十四、神社陞格ニ關スル請願

第二十四 (特別報告第九十二號) 神社陞格ニ關スル請願 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ巣手縣紫波郡日詰町金子七郎兵衛外十一名ノ呈出デアリマシテ、此東北ニ於テハ延喜式ノ神社ハ唯二ツアル其内一つハ既ニ國幣神社ニナシテ居ルガ、其二ツアル紫波町赤石村大字櫻町志賀理和氣神社ハ國幣社ニナシテ居ラナイ、此處ニハ經津主尊ト武甕槌尊が祠シテアリ、歷史的有名ナ且國ノ歴史ト離ベカラザルモノデアルカラ、國幣社ニ陞セテ貰ヒタイト云フ 請願デアリマス、委員會ハ至當ノ請願ト見テ採擇ニ決シマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程二十五、日露戰爭ニ因ル個人損害賠償ノ請願

第二十五 (特別報告第九十三號) 日露戰爭 (委員長報告)

因ル個人損害賠償ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ長崎平民松尾秀次郎ノ呈出デアリマシテ、請願者ハ露國海軍ヨリ請負ヲ命ゼラレテ、旅順口ノ船追組立工事ヲ請負シテ居タツウデアル、然ルニ其工事中ニ戰爭が始マシテ露國ノ貨幣一万一千六十九留ヲ失ヒ、且イロ／＼設備其他が無駄ニナシテ非常ノ損害ヲ受ケタ故ニ國家ハ之ニ對シテ賠償ヲシテ貰ヒタイト云フデアル、委員會ハ從來同一問題ト關聯シテ採擇スルニ決定シマシタ

○花井卓藏君 質問ガアリマス、既ニ類似ノ請願が御採擇ニナシテ居ルノデアリマスカラ、改メテ議論ハ致シマセヌガ、露國政府ノ加ヘタル損害ヲ日本政府ガ義務トシテ補ハネバナラヌト云コトハアルマイト思フ、請願又ヲ讀ンデ見ルト恰モ露國政府ノ加ヘタル損害ニ對シテ帝國政府ニ於テ賠償ノ義務アルカノ如キ文字ニナシテ居ルノデアリマス、此ノ如キ理由ヲ認メテ採擇ニ決議ニナシタノデアリマセウカ、参考ノタメニ伺シテ置キマス

○竹越與三郎君 委員會ハ從來賠償ト云フヤウナ文字ニ對シテハ、極メテ廣く解釋シテ居リマス、是等ノコトニ付テハ救濟ト云フ意味ニ取テ來タノデアリマス、救濟スベキモノト取シテ居ルノデアリマス

○花井卓藏君 委員長ノ説明ア極メテ明白ニナリマシタ、即チ損害賠償ノ文字ガ使ハレテゴザイマシテモ、文字ノ通りデナクシテ、政府ニ向テ救恤金ヲ請フ趣意ニ委員會ハ解シタト云コトデアリマス、其趣意ニ於テ採擇ニナリマシタラ格別デゴザイマスガ、帝國政府ノ義務トシテ賠償ノ責任ヲ負フト云フヤウナ意味ノ文字ニ認メヌト云コトヲ一言シテ置ギマス

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異讀ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、日程第二十六、煙草製造所存置ニ關スル請願

第二十六 (特別報告第九十四號) 煙草製造所存置ニ關スル請願 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ廣島縣府中町長藤田雄三郎ノ呈出デアリマシテ、聞ク處ニ依レバ府中町ニアル煙草製造所ヲ廣島市ニ移サントスルコトヲ企テラテ居ルソウデアル、是ハ種々ナル理由ハアラウガ、其理由ハ取ルニ足ラヌ、交通其他ノ點ニ於テ府中町ガ一番便利デアルカラ、外ヘヤラナイマウニシテ吳レトニ云フ 請願デアリマス、委員會ハ至當ノ請願ト見テ採擇ニ決シマス

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異讀ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——報告ガアリマス

一貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

○議長(杉田定一君) 刑事訴訟法中改正法律案

○議長(杉田定一君) 唯今報告ニナリマシタルトコロノ刑事訴訟法中改正法律案ヲ見テ採擇ニ決シマス

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、日程二追加シ會議ニ付シタラバ如何デアリマスカ

呼フ者アリ)ソレナラバ追加シテト云フコトニ致シマス
○議長(杉田定一君) 日程ノ追加シテ、會計法中改正法律案ヲ會議ニ附スルニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、即チ會計法中改正法律案が議題トナリマシタ

會計法中改正法律案

○議長(杉田定一君) 別段御異議モナイヤウデアリマスルデ 採決ヲ致シマス、本案ノ

二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
○恵松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレントヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 恵松君發議ノ通り、直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、第一讀會ヲ開キ全部ヲ議題ト致シマス

會計法中改正法律案

〔委員長報告通リ〕「下呼フ者アリ」

○議長(杉田定一君) 委員長報告通リ御異議ハアリマセヌカ

確定議

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 川島君、何デス

○川島龍藏君 請願委員會ニ於キマシテ、國立水產學校設立ノコトハ採擇ニナシテ居

リマスガ、今日此日程ニ上リマセヌガ、トウ云フ譯デスカ、委員長ニ問ウテ戴キタウゴザイマス——請願委員長ハ御居居アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 委員長ヨリ別段返事ガアリマセヌカ

○福井三郎君 ソレデハ本員が代シテ返事ヲ致シマスガ、採擇ニナシテ既ニ其趣ヲ報告

シテアル皆デゴザイマスカラ、日程ニソレヲ掲載セラレル、セラレザルトハ、即チ議長ノ權能

ニ屬スルコトデアルト思ヒマス故ニ、何故ニ日程ニ上ラナカツカト云フコトハ、直チニ議

長カラ御答アランコトヲ望ミマス

○恵松隆慶君 暫クノ間休憩ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 尚取調ベタ上ニ御答フシマス、暫時休憩ヲ致シマス

午後五時五分開議

○議長(杉田定一君) 先刻ニ引續キ開會ヲ致シマス

○元田肇君 地方稅制限ニ關スル法律案ノ兩院協議會ノ報告ヲ致シタウゴザイマス

○議長(杉田定一君) 登壇シテ御報告アルヤウニ……

〔元田肇君登壇〕

○元田肇君 地方稅制限ニ關スル法律案ハ御承知ノ通リニ貴族院ニ於テ修正セラ

レ、其修正ハ當院ニ於テハ否決シマシテ、協議會ヲ開カレルコトニナリマシテ、本員等其ノ委員ニ當リマシテゴザイマスルガ、衆議院ノ委員ハ議長ヲ自分ニ、副議長ヲ佐ヶ木正藏君ニ選定致シマシテ、貴族院ノ方デハ正親町伯ヲ議長ニ、廣澤伯爵ヲ副議長ニモ重ネマシテゴザイマスルガ、到底協議委員全體ノ會ニ於テ討論ヲ繼メルト云フコトハ甚ダ多岐ニ涉ゲテ宜シキフ得ナイト考ヘラレマシテ、更ニ特別委員ヲ選定シタラ宜カラウト云フ動議ヲ衆議院側ヨリ提出ニナリマシテ、協議會ノ容ル、トコロトナリマシテ、特別委員ヲ雙方ヨリ二名ゾ、——其中ニ雙方ノ議長ヲ加ヘテ、即チ二名ゾ、ト云フコトニナリマシテ、別室ニ移リマシテ非常ニ協議ヲ凝ラシマシタコトアリマスルガ、容易易ニ協議が經マリマセヌデアリマシタケレドモ、互ニ本案ハ成ルベク成立サセタイト云フ精神ヲ以チマシテ、此實族院ヨリ回シテ参リマシタコロノ修正案ニ付テ、御報告スルノ已ムヲ得ザルニ至ッタ次第ニアリマス、成案ハ此案ニ依リマシテ貴族院ニ修正ヲ加ヘラレマシタコロト達ヒマスルトコロヲ御報告致シマス、第一條「北海道府縣」トアルトコロノ下ニ「北海道ノ區一級町村及二級町村」ト云フ文字ヲ挿入致シマシテ、是ハ少シク間違ニ依シテ此處ニ這入ラナカツタコトヲ發見致シマシテ、兩院共ニ異議ナク挿入スルコトニナシタ次第ニアリマス、ソレカラ御手許ニアリマストコロノ案ノ第五條——五條ヲ貴族院ニ削ラレテアツタノデアリマスルガ、是ハ第一條ヲ復活致シマシテ「十分ノ四」トゴザイマスルノ「百分ノ四十」ニ改メルコトニ致シマシタ、ソレカラ第五條ノ第一項中ニ「第一條乃至第三條」ト修正ニナシテ居リマシタノ「前項」ト改メ、同項ノ第二號中ニ「永久ノ利益トナルヘキ水利事業」ト修正ニナシテ居リマシタノ「水利修正」ト改メマシタ、其他ハ貴族院ノマスルトコロヲ御報告致シマス、是ハ第一條ヲ復活致シマシテ「十分ノ四」トゴザイマスルノ「百分ノ四十」ニ改メルコトニ致シマシタ、ソレカラ第五條ノ第一項中ニ「第一條乃至第三條」ト修正ニナシテ居リマシタノ「前項」トゴザイマシタノ「前二項」ト改メマシタ、其他ハ貴族院ノマス、ソレカラ御手許ニアリマストコロノ案ノ第五條——五條ヲ貴族院ニ削ラレテアツタノデアリマスルガ、是ハ第一條ヲ復活致シマシテ「十分ノ四」トゴザイマスルノ「百分ノ四十」ニ改メルコトニ致シマシタ、ソレカラ第五條ノ第一項中ニ「第一條乃至第三條」ト修正ニナシテ居リマシタノ「前項」ト改メマシタ、其他ハ貴族院ノマス、ソレカラ御手許ニアリマストコロノ案ノ第五條——五條ヲ貴族院ニ削ラレテアツタノデアリマス、是ガ協議會ノ御報告デゴザイマスルガ、尙私ハ一言附加ヘマシテ之ヲモウ少シ御分リニナルヤウニ申シマセウト思ヒマス、貴族院ヨリ回シテアリマシタ修正案ノ中第三條ノ第一項ニ「北海道ノ區一級町村及ヒ二級町村」ト云フ文字ヲ加ヘタ、是ハ大シタ問題ニハナラナカツタノデ、雙方直チニ插入ニナリマシテゴザイマスガ、唯今申シマシタ第五條ノ政府案、竝ニ衆議院ノ案ニ於キマシテ特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大臣ノ許可ヲ受ク第一條乃至第三條ノ制限ヲ超過シ其ノ十分ノ四以内ニ於テ課税スルコトヲ得」トアリマスノヲ、貴族院ハ之ヲ削ラシテアリマス點ニ付キマシテハ、非常ニシク休憩マデサレテ御待下セラマシタ間、種々交渉ヲ重ねマシテ互ニ別レテハ相談ヲ仕合ヒ、尙寄合フコトが再ニ及ヒマシテ、詰リ圓満ニ局ヲ結ビマシタノガ、百分ノ十一ト云フコトデ、貴族院アモ折合シテ下サルコトニナリマシテ、而シテ第五條ノ第二項中第三號「永久ノ利益トナルヘキ水利事業」トアリマシタノハ、普通ノ何モノ水利ノタメトアレバ費用ヲ使フト云フ嫌ヒガアルカラシテ、是ハ永久ノ利益トナルコトニシカレハ溢出スルノ虞ガアルト云フ貴族院ノ心配デアリマシタケレドモ、特ニ此處ニ斯様ニ掲げ置キマスト云フト、是マテノ慣例ニ依リマシテ、永久ノ事業ト云フコトニナルト、餘程實際上ニ困ルコトガア

ル、事實ハ永久ニアツテモ名稱ノ上ニ於テ永久ト言ハレスヤウナコトガアツテ、甚ダ困ルト云
フコトヲ衆議院ニ於テ申シマシタコロガ、貴族院モ其實質ヲ認メレバ宜イト云フコトデ
ゴザイマシテ、此修正案ト云フモノヲ削除ニ同意ラサレタコトデアリマス、茲ニ協議會ハ
上下兩院満場一致ヲ以テ此案ヲ可決致シマシタコトデアリマスカラ、何卒本院ニ於テモ
満場一致ヲ以テ御贊成アランコトヲ切ニ望ミマス。

○議長(杉田定一君) 元田君ヨリ報告ニナリマシタ兩院協議會ノ成案ヲ議題ト致シマス

地方稅制法ニ關スル法律案(兩院協議會成案)

○長谷場純孝君 唯今兩院協議會ノ議長ヨリ報告ニナリマシタ、地方稅ニ關スル法律案ハ、端ナク兩院が意見ヲ異ニスルニ至リマシテ、遂ニ此協議會ヲ開クコトニ立至ツタノエゴザイマス、所ガ雙方兩院共ニ此案ハ成立スベキノ必要ヲ認メラレ、互ニ交渉妥協ノ途ヲ盡サレテ此成案ガ協議會ニ於テ成立致シマシタノハ、私ハ大ニ喜ブノデゴザイマス、是ニ於テ私ハ兩院協議會ノ成案ガ今兩院協議會ノ議長ヨリ報告ニナクタ成案ニ對シテ贊成ノ意ヲ表シ、併セテ委員諸君ガ折衝ノ勞ヲ執ラレタコトヲ謝シマス。

○議長(杉田定一君) 別段御議論モ無イヤウデアリマスカラ、採決ヲ致シマス、成案ニ御同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

總起立

○議長(杉田定一君) 全會一致デアリマス、成案ハ可決サレマシタ

○福井三郎君 議事ノ進行ニ付テ一言致シマス

○議長(杉田定一君) 福井君、何デスカ

○福井三郎君 休憩前…

○議長(杉田定一君) 報告ガアリマス、チヨット御待チナサイ

○福井三郎君 ツレデハ報告ヲ待チマセウ

○議長(杉田定一君) チヨット御待下サイ

(書記朗讀)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル政府提出關稅定率法輸入稅表中改正法律案、感化法中改正法律案、明治四十年法律第三十一號中改正法律案、肥料取締法改正法律案、官吏恩給法中改正法律案ヲ可決シ、明治三十九年度豫算超過及豫算外支出ノ件、明治三十九年度特別會計豫備金支出ノ件、明治三十九年度豫算超過及豫算外支出ノ件、臨時軍事費特別會計豫算超過支出ノ件ニ對シテハ承諾スルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
一貴族院ハ本院提出關稅定率法輸入稅表中改正法律案、明治三十九年度清國事件第二豫備金支出ノ件、明治三十九年度臨時事件豫備費支出ノ件、臨時軍事費特別會計豫算超過支出ノ件ニ對シテハ承諾スルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ
一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

○刑事訴訟法中改正法律案委員會

○議長(杉田定一君) 花井卓藏君

○議長(杉田定一君) 花井卓藏君

理事

森田卓爾君

○花井卓藏君 刑事訴訟法中改正法律案、委員會ノ成績ヲ報告致シマス、本案ハ宿題ニ相成シテ居リマスル上告申立ニ關スル訴訟法中ノ不備ナル規定ヲ正シテ致シマス、是ニ申立ヲ致シマス者ノ權利ヲ確實ニ致スト云フコトニ改メラレタル案デゴザイマシタ、此旨ヲ報告致シマス

○議長(杉田定一君) 刑事訴訟法中改正法律案ヲ議題ト致シマス

刑事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續

○議長(杉田定一君) 「異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○元田肇君 直チニ一讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ確定セラレントラニト望ミマス

○議長(杉田定一君) 元田君ノ發議ノ如ク、直チニ一讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ確定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ議題ニ供シマス

刑事訴訟法中改正法律案

確定讀

○議長(杉田定一君) 「委員長報告通ト呼フ者アリ」

○議長(杉田定一君) 「異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案確定

○福井三郎君 マダ何カアリマスカ

○議長(杉田定一君) 福井三郎君

○福井三郎君 休憩前ニ請願ノ特別報告ノ第百九十五號靜岡縣平民川口忠五

郎外十一名ノ呈出ニ關スル國立水產高等學校建設請願ノ件ハ日程ニ上テ居ラスト云フコトニ付テ、川島君ヨリノ御質問ガアツタ其質問ニ對シテ、委員長ニ代シテ本員ガ御答ヲシタ結果、日程ニ上テ居ラスコトハ議長ヨリ御答ヲ下サルコトニ申シテ置キマシガ、休憩中ニ取調ヲ致シマシタコロガ此件ハ主査會ヲ經、總會ニ於テ採擇ヲ致シマシテ、ソレデ委員長ガ議長ヘ報告ヲセラル、手續ニナシテ居シテアゴザイマスガ、然ルニ總會ノ手ヲ離ル、コトカ遅カタカタメニ報告ハセラレテ居シテモ、マダ印刷ニ付スル暇ガナカツタガタメニ議長ノ御手許ニ或ハ回シテ居ラスカモ知ラタト云フ状況ニ見受ケマス、幸ヒ竹越君モ御出席ニテ居リマスカラ、之ヲ御尋致シマスガ、サウザアラウト思ヒマスガドウデスカ

○竹越與三郎君 御質問ノ通りアリマス

○福井三郎君 尚議長ニ御尋ヲ致シマスガ、モウ唯今ハ報告ガ御手許ニ回リマシタカ、

如何デゴザイマス

○議長(杉田定一君) 唯今リマシタ

○福井三郎君 ツレデハ茲ニ日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、直チニ之ヲ追加シ

○議長(杉田定一君) 花井卓藏君

○議長(杉田定一君) 花井卓藏君

刑事訴訟法中改正法律案

森田卓爾君

（二二二）

本院ニ提出セラレタル讀案ノ總數六百六十三件

一採擇スヘシト決シタルモノ

百二十通

可決シタルモノ

五百二十五件

否決シタルモノ

七十一件

議決ヲ要セスト決シタルモノ

四件

撤回シタルモノ

九件

未決ノモノ

四十四件

此ノ外

一決算

一資格審査ノ件

一貴族院ノ回付案

一兩院協議會ノ成案

又 請願書ノ提出セラレタルモノ

一千四百九十六通

十件(孰レモ委員會ノ報告ヲ是認シ)

一件(委員會ノ報告ヲ認可シ)

八件(内六件ハ同意シ二件ハ同意セサルニ決ス)

三件(孰レモ之ヲ可決シタリ)

内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
貴族院提出讀案
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
一本院提出法律案
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
上奏案
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
決議案及重要動議
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
否決シタルモノ
以上ヲ合計スレバ

三百十六件
一百五十七通
一百二十四通
三百三十九件
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
貴族院提出讀案
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
一本院提出法律案
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
上奏案
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
決議案及重要動議
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
否決シタルモノ
以上ヲ合計スレバ

○竹田千代足君 読君、私ハ年長者ノ故ヲ以テ茲ニ一言ヲ申上ゲタイノアリマス、
皆ク清聽ヲ煩ハシマス(「謹聽々々」ト呼フモノアリ)吾々、本日ヲ以テ目出度四箇年ノ
任期ヲ終リマシテ、誠ニ滿足ニ思ヒマス、顧ミレバ任期間實ニ空曠ノ時局ニ際シマシテ、
吾々ハ國家ノ存立發展上隨分重キ負擔ヲ辭セマセビシテ協賛ヲ與ヘマシタ結果、今日
ハ我帝國ノ地位ヲシテ列國ニ重キヲ致スコトニナリマシテ、大ナル光榮ト存ジマス、サウ
致シマシテ此茲ニ至リマシタルハ諸多イコトデアリマスガ 天皇陛下ノ御盛德ノ然ラシム
ルトコロテアリマスルハ、言フマテモアリマセヌガ、諸君が熱誠奉公ノ赤心ヲ以テ國民ノ意
思ヲ代表セラレタルコト又與テ力アル思ヒマス、因テ祝辭ヲ申上ゲマス、尙議長ニ於
テハ此重大ナル議會ニアラテ能ク吾々ヲ指導セラレテ、其職責ヲ盡スコトヲ得セシメタニ付
テハ、深ク其御盡力ヲ謝スルコトデアリマス、是ニ於テ一言申シマス

○議長(竹田千代足君) 宣シウゴザイマス
(拍手起立)
(拍手起立)

○竹田千代足君登壇

○竹田千代足君 読君、私ハ年長者ノ故ヲ以テ茲ニ一言ヲ申上ゲタイノアリマス、
一百十八件
九十一件
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
決議案及重要動議
内
可決シタルモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
否決シタルモノ
未決ノモノ
以上ヲ合計スレバ

総數

内

一法律案トシテ讀決シタルモノ

九十七通

一採擇スヘシト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ

九十七通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

四百七十九通

一採擇スヘカラスト決シタルモノ

三十五通

一参考トシテ送付シ又ハ議決ヲ要セスト決シタルモノ

千百七十四通

一委員會ニ於テ否決却下又ハ重下ケタルモノ

四百十通

一未了ノモノ

三百一通

一未了ノモノ

一千四百九十六通

一未了ノモノ